



2026 年 6 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦 正貴
(コード：1780、東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 執行役員 管理本部長 石川 浩
(TEL 0265-81-6010)

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しましたが、具体的な取得方法、及び会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日（2026 年 6 月 29 日）の終値 1,424 円で、2026 年 6 月 30 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 60 万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)の 3.12%)
- (3) 株式の取得価額の総額 854,400,000 円(上限)
- (4) 取得結果の公表 午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

3. 自己株式の消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 上記 2. にて取得した自己株式全数
- (3) 消却予定日 2026 年 7 月 3 日

ご参考

1. 2026年5月13日開催の取締役会での決議内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 100万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)の5.28%)

(3) 株式の取得価額の総額 16億円(上限)

(4) 取得期間 2026年6月1日から2026年12月31日まで

2. 2026年6月29日現在における進捗状況

・取得した株式の総数 0株

・取得価額の総額 0円

以上